

個別施策質問の回答

II 生活・環境

政策1 事故や犯罪のない安全なまちづくり

基本施策② 環境にも家計にもやさしい消費生活を普及させる **基本施策番号13**

生活課題 悪徳商法などに巻き込まれず、省エネの暮らしが実践されている

個別施策名		質問内容
施策4	消費者被害の未然防止	悪徳商法の現状と市民への周知方法について
担当課	回 答	
市民生活課	全国的に、未公開株や社債の投資詐欺、有料メール交換サイトなどの被害が急増しています。市内でも、多額の投資詐欺や有料メール交換サイトの高額利用料請求などの相談を受けています。また、インターネットショッピングでの契約トラブルも多く発生しています。広く市民に対しては、広報いが市(5月)やケーブルテレビの特集(6月・10月)を利用して注意喚起・啓発を図っています。また、伊賀市社会福祉協議会開催の市民講座へ相談員を講師として派遣(10月・12月)し、地域での見守りにつながる消費者教育に努めています。	

質問内容	
社会福祉協議会が「悪徳商法マスターズ」養成講座を開催していましたが、最近では開催されていないのでしょうか。全国でもめずらしい取り組みで表彰されているようですが、どれくらいの効果があったのでしょうか。	
担当課	回 答
社会福祉協議会	平成18年から講座が始まり、毎年連続講座で開催しております。今年も9月29日～11月17日で7日間の連続講座を開催し、60名程の高齢者から若年者の幅広い方が参加されました。表彰につきましては、当講座への表彰ではなく、伊賀市社会福祉協議会の全体的な取り組みに関して、平成23年に「消費者支援功労者表彰 内閣府特命担当大臣表彰」を受章いたしました。この取り組みから目に見えた効果を表す事は難しいですが、消費者トラブル相談では、返金や支払阻止へ繋がるケースが年々上がってきており、効果の一つだと考えております。また、講座を受講された方々が劇団を結成し、高齢者向けの啓発活動として施設等で悪徳商法を阻止するための寸劇を行うなど、当講座を通じて多くの方にも意識が広がってきております。(別紙参照)

追加資料
(H23. 11. 21)

個別施策質問の回答

II 生活・環境

政策2 自然災害等への十分な備えをする

基本施策① 自然災害への十分な備えをする

基本施策番号15

生活課題 災害が起こっても、被害が最小限に抑えられる

個別施策名		質問内容
施策5	避難所・避難路の確保	①三重県広域防災拠点施設はどの程度整備されているのか。 ②又、緊急時の医療についてはどうか。
担当課	回 答	
①総合危機管理室	「三重県伊賀広域防災拠点施設」整備について、平成22年度は、地形測量、防災拠点施設詳細設計が実施されました。平成23年度は、校舎改修等実施設計が実施されるとともに、拠点施設整備工事として校舎解体工事、並びにヘリポート(グラウンド)の舗装工事に着手されています。	
②健康推進課	平成15年に伊賀地域健康危機管理マニュアルを作成し、災害のみならずあらゆる健康に対する被害に対応する体制を構築しております。ご質問の災害緊急時の医療・救護活動については、別紙のとおりです。	

質問内容	
①当市は合併後、広域となっております。将来、支所機能を縮小させると聞いておりますが、防災の危機管理のネットワークはどのようになるのでしょうか。 ②また、東海・東南海他の地震発生時には、周辺からの援助は難しいことが多いと思われまます。その際、当市独自で行動しなくてはならないと思われまます。給水等について、不安はないのでしょうか。	
担当課	回 答
①総合危機管理室	危機管理における支所とのネットワークにつきましては、伊賀市地域防災計画で災害対策本部の組織及び所掌事務が規定されておりまして、支所職員も含めた体制となっておりますので、災害対策本部における収集した情報等につきましては、支所長より各職員に伝達されます。また、支所との情報システム関係につきましては、防災無線、IP電話等情報伝達手段を構築いたしております。
②水道総務課	市内の浄水場や配水池などの内耐震構造の施設で約3万立方メートルの水を貯水しております。この水量は発災後の応急給水として10万人の約10日分に相当します。また、応急給水に当たる人員については三重県水道災害広域応援協定や日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定などに基いて他の自治体からの応援を受ける体制を整備しています。このように万が一のときに応じた水量や人員が確保できているとしても、水道管や配水池などの水道施設の耐震化を進めてまいります。

個別施策質問の回答

II 生活・環境

政策2 自然災害等への十分な備えをする

基本施策② 火災を防ぎ、市民の命を救う

基本施策番号16

生活課題 火事が起こらず、急病人がスムーズに搬送される

個別施策名		質問内容
施策5	非常備消防体制の充実強化	消防団の適正人数はどうか。現在は満たされているのか。団員に対しての補償はどうなっているのか。
担当課	回 答	
消防救急課	<p>現在消防団の定員数は1510名ですが、将来少子高齢化やサラリーマン化により、団員の確保が困難となることから、消防団適正化計画を定め平成25年4月1日から運用します。団員数は県下でも2番目に多く満たされていますが、勤務地が遠い団員が多く、特に昼間の災害発生時人員確保が困難な状態を起しています。このことから基本団員1249名、女性団員10名、支援団員251名の1510名となります。補償は公務により死亡したり病気や怪我をした場合に補償する公務災害補償と日本消防協会の福祉共済事業にも加入しています。</p>	

II 生活・環境

政策5 暮らしを支える生活環境の整ったまちづくり

基本施策① 安全でおいしい水道水を安定供給する

基本施策番号21

生活課題 水が美味しい(においがしない)

個別施策名		質問内容
施策1	水道水源の安定確保	川上ダム建設による当市の財政負担金はどれほどになるのでしょうか。また、水道料金に負担が反映するのでしょうか。
担当課	回 答	
水道総務課	<p>平成22年度に川上ダムの事業費が850億円から1180億円に計画が変更され、負担割合も29.1%から11%に変更になりました。この結果伊賀市が負担する費用は、国庫補助金や雑収入を差し引き、完成年度である平成27年度までの利息を加えて約80億円になります。これを30年間で負担するのですが、この30年の間にも約40億円の利息が発生することから、合計約120億円の負担を見込んでおります。</p> <p>このダム建設に伴う費用120億円を30年間で負担することから年間約4億円と、ダムの維持管理費として年間約8千万円の合計約4億8千万円の支出を見込んでおります。この年間負担額の内3分の1の約1億6千万円は一般会計から補填をうけるため、残る約3億2千万円を水道事業会計で捻出することになります。これをそのまま水価に反映しないよう合理化、効率化、財政運用に努め、極力料金の変動を抑制するよう努めてまいります。</p>	

個別施策質問の回答

II 生活・環境

政策5 暮らしを支える生活環境の整ったまちづくり

基本施策② 全市的に生活排水処理施設を整備する

基本施策番号22

生活課題 若い人や子どもも含め「もったいない」という考え方を持っている

個別施策名		質問内容
施策2	公共下水道の推進と整備	公共下水道事業の推進とあるが、現状と今後の方針、国・県・市との整備事業の比較
担当課	回 答	
下水道課	<p>公共下水道の推進(上野処理区)については、膨大な事業費、長期に亘る事業期間が必要となることから、早期に現計画を進めることは困難な状況です。しかしながら、効率的な生活排水処理施設の整備率の向上や公共用水域の水質改善を図る観点から、今後とも上野処理区の地域の実情を把握しつつ、経済的・効率的な整備手法、整備エリアの検討を引き続き進めます。</p> <p>また、国、県、市の整備事業の比較につきましては、平成22年度末の生活排水処理施設整備率で、国が86.9%、県が78.0%、市が67.8%となっており、この整備率には、公共下水道・農業集落排水処理施設などの集合処理施設と合併処理浄化槽の個別処理施設が含まれます。</p>	

個別施策名		質問内容
施策2	公共下水道の推進と整備	<p>小規模な下水路事業とはどのようなものでしょうか。</p> <p>また、中心市街地での公共下水道の設置は難しく、容易には進めることができないと思われれます。中心市街地活性化を推進するためには、公共下水道が不可欠ですが、何か施策を考えておられるのでしょうか。</p>
担当課	回 答	
下水道課	<p>都市下水路を含む下排水路の整備や維持管理を実施しています。また、公共下水道の推進(上野処理区)については、膨大な事業費、長期に亘る事業期間が必要となることから、早期に現計画を進めることは困難な状況であり、当面は現実的な対応として、「市単下排水路の整備」や補助金制度のある「合併処理浄化槽設置整備事業」の推進に努めています。</p> <p>現在のところ、都市マスタープランにおける線引き、非線引きについて決定されていない状況であり、上野処理区について積極的な見直しができない状況ですが、今後も上野処理区の地域の関係者と連携して実情を把握しつつ、経済的・効率的な整備手法、また、整備エリアの検討を引き続き進めます。</p>	

個別施策質問の回答

II 生活・環境

政策7 環境への取り組みが進むまちづくり

基本施策① ごみを減らす生活を送る

基本施策番号24

生活課題 ゴミを出さないようにするという意識を皆が持っている

質問内容	
RDFの現状を教えてください。	
担当課	回答
清掃事業課	<p>家庭や事業所から排出された一般廃棄物のうち可燃性ごみについて、RDF化燃料として三重県企業庁が運営する発電所へ搬入しています。RDFの発電所への搬出は三重県との協議により平成33年3月末で終了であり、これは地元(花垣地区)協定とも同時期です。</p> <p>ごみの搬入量とRDFの搬出量</p> <p>20年度 21,587t 12,079t 21年度 20,842t 11,078t 22年度 20,508t 11,573t</p>

II 生活・環境

政策7 環境への取り組みが進むまちづくり

基本施策② 地球環境にやさしい生活を送る

基本施策番号25

生活課題 地球温暖化防止に向けて住民が意識を持っている

個別施策名		質問内容
施策2	新エネルギー等の導入	太陽光発電や風力発電などの自然エネルギー等の導入を図るとあるが、現在の状況と、今後の計画について教えてください。
担当課	回答	
環境政策課	<p>平成23年3月に完成しました「伊賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、市民、事業者、行政が一体となって温暖化対策に取組み、2015年度の二酸化炭素排出量を、10%(2007年度比)以上削減することを短期目標として掲げており、自然エネルギー等の導入促進も取組んでいかなければいけない課題です。具体的な取組みとしては、自然エネルギーに関する新技術や補助金制度の広報活動等や公共施設への太陽光発電施設等の導入促進です。</p> <p>公共施設への太陽光発電施設導入状況としましては、平成19年度に上野東小学校、平成20年度に城東中学校、ゆめが丘浄水場に導入されています。</p> <p>補助金制度等につきましては、国(J-PEC)による家庭用太陽光発電施設設置補助金制度が平成20年度に開始されてからは、県・市の補助金制度は休止しております。また、三重県は主に事業者向けの自然エネルギー導入補助金制度を実施しております。今後、国や三重県の補助金制度や関連する法整備の動向を見ながら、自然エネルギー導入促進につながるような市の補助金制度の検討を進めていきます。</p>	

個別施策質問の回答

II 生活・環境

政策8 自然と調和し、秩序のあるまちづくり

基本施策③ 伊賀市らしい景観を守り、活かす

基本施策番号29

生活課題 田園風景や城下町に伊賀らしさを感じられる

質問内容	
行政が考えている伊賀らしさを教えてください。	
担当課	回 答
都市計画課	伊賀盆地の広がりの中に、城下町、宿場町、農村集落、田園地域、丘陵地や河川等の自然地、新たな市街地等がコンパクトに、そして悠久の歴史性を偲ばせながら形成しているところにあります。

質問内容	
市街地整備推進事業の概要について説明いただきたい。	
担当課	回 答
都市計画課	城下町は市街地と重なります。景観計画では、城下町の風景区域と定めており、特に重点的に景観を維持・形成していく区域を重点区域としています。この事業で、伊賀市景観計画の進行管理と伊賀市ふるさと風景づくり条例の運用と、計画等に基づく指導・相談、届出に対するアドバイザーの意見聴取などを行っています。

個別施策質問の回答

II 生活・環境

政策8 自然と調和し、秩序のあるまちづくり

基本施策④ 伊賀市らしい住まいと居住環境を創造する
生活課題 伊賀市の特徴にあった住まい方が実現できる

基本施策番号30

質問内容	
行政が考えている伊賀らしさを教えてください。	
担当課	回 答
建築住宅課	伊賀市の特徴ともいえる城下町として伝統と風格のあるたたずまいや建築物の保全、宿場町として歴史文化、風土との調和した地域の景観形成など、伊賀市の各地域の特色を活かしたまちづくりに即した住宅・住環境づくりや、今後更に進行する高齢化に対応できるような中心市街地、支所・鉄道駅を中心とした徒歩生活圏において、日常サービス(買物・医療等)を受けられるコンパクトな生活環境・住宅環境の形成のほか、住民自治協議会の活動の円熟化に伴い、地域社会で支えあえるしくみ(コミュニティビジネスの育成やコミュニティづくり)に寄与できるまちづくり、住宅・住環境づくりが伊賀市らしい「住まいと居住環境を創造する」ものと考えます。

質問内容	
指定道路とはどのようなものですか。	
担当課	回 答
都市計画課	都市計画区域内において、建築物の敷地は「建築基準法に基づく道路」に2m以上接しなければなりません。「建築基準法に基づく道路」には、国・県・市道のように道路法による道路のほか、行政が指定する「指定道路」があります。「指定道路」には、「位置指定道路」と「2項道路」があります。「位置指定道路」とは、民間の開発事業者等が土地を建築物の敷地として利用するために築造する政令の基準に適合する道で申請により行政の指定を受けたものをいいます。「2項道路」とは、都市計画区域等が設定された際、現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の道で行政が指定したものをいい、その中心線から2mの線が道路の境界とみなされます。